

要望書は、要綱に定められた正規の書類ではなく、あくまで予算確保のための内部資料で、どちらかという
と役所の事情によるものです（元々は、補正による予算追加を快く思わない財政課からの要請で、予算確保
後、次年度に支給、という方式を取るようになったということです）。

しかしながら、事前に工事内容が適正か精査し、その上で公金の適切な確保・支出を徹底するためには、必
要な手続きであるため、疎かにすることはできません。

慣れないうちは、チェックリストを見ながら、書類や要望内容に不備がないか確認しながら進めてくださ
い。

レ	書 類	内 容 (組合名称：)
	要望書	日付けは記入してあるか。
	要望書	日付に矛盾や誤りはないか。
	要望書	代表者の住所が記載してあるか。
	要望書	組合名称が正しく記載されているか。
	要望書	見積書や、様式中の組合名称と一致しているか。
	要望書	代表者の肩書が記載されているか。
	要望書	代表者氏名が記載されているか。
	要望書	代表者の電話番号が記載されているか。
	要望書	(代表者の日中の連絡先や携帯番号を聞く。)
	要望書	要望金額に誤りはないか。収入支出予算書と合致するか。
	要望書	見積書と照らし合わせて、事業費に誤りはないか。
	要望書	金額に訂正の痕跡はないか。
	事業計画書	申請者欄に、組合名と代表者肩書、氏名は記載されているか。
	事業計画書	戸数、人数は、世帯名簿と整合性が取れているか。
	事業計画書	対象世帯は、常時施設を利用する者か。
		(別荘やたまに帰ってくる者等の住居の場合、費用徴収の有無や、同意の有無を 確認する。)
	事業計画書	新設・改良に○が付けてあるか。
	事業計画書	事業概要は、要綱に反しないか。
	事業計画書	事業概要は、見積書の内容に比べ、過不足はないか。
		(概要は、箇条書きでも可。あまりに抽象的な内容は、修正を。)
	事業計画書	着手、完成予定年月日に記載があり、矛盾や誤りはないか。
		(大体の予定でよい。年度中に終わらなければならない。)
	収入支出予算書	「決算（見込み）」を線で消してあるか。
	収入支出予算書	地元負担金と補助金、合計金額に誤りはないか。(再度計算して確認)
		(千円未満切捨て処理をし、正しく算定されているか。)
	収入支出予算書	工事費、消費税額、合計金額に誤りはないか。(見積書と照合し、計算)

レ	書 類	内 容 (組合名称：)
	収入支出予算書	金額に訂正の痕跡はないか。
	見積書	あて先の組合名称は正確か。
	見積書	業者の押印はあるか。
	見積書	見積内容に記載漏れ、対象外の内容はないか。
		(対象外の例：次亜塩素酸ナトリウムや残留塩素測定器などの消耗品、小屋などの建築物(フェンスなら可)、管理道造成費用、道路・河川占用許可申請手数料、個人持ち部分の工事、その他要綱外の内容)
	見積書	数量、単価、小計、合計、消費税、総額を一通り検算し、ミスがないか確認する。
	見積書	(1000万円を超える工事の場合) 三社見積が揃っているか。工事内容に差異はないか。
	設計図書	↓配管工事を含む場合
	設計図書	配管図(給水系統図)があるか。
	設計図書	図中に、管の使用箇所、種類、延長等の記載があり、見積内容が適正であることを確認することが可能か。また、見積書と整合性が取れているか。
	設計図書	図中に、継ぎ手やバルブ等部品の使用箇所、種類、数量等の記載があり、見積書と整合性が取れているか。
		(配管工事以外でも、給水範囲や施設の設置箇所等を示す配置図、給水系統図を添付することが望ましい。)
	設計図書	↓貯水槽等の工事を含む場合
	設計図書	貯水槽のパンフレットが添付されているか。
	設計図書	貯水槽の立面図・平面図や、設置工事の図面(基礎工事など)が添付されているか。
	設計図書	容量や材質などの記載があり、見積書の内容と相違ないか。
	設計図書	図中に、管や継ぎ手、バルブ等の記載があり、衛生管理上欠陥がないか。
	設計図書	↓滅菌器、ポンプ等の工事を含む場合
	設計図書	滅菌器、ポンプ等既製品のパンフレット及び性能を示す資料が添付されているか。
	設計図書	型番の記載があり、見積書の内容と相違ないか。
	設計図書	↓取水施設工事を含む場合
		取水施設の妥当性について、口頭確認する。
		(表流水であれば、衛生管理の配慮はあるか、管理のしやすさはどうか。井戸であれば、取水の可能性はあるか、掘削地点は私有地であり、許可は取っているか。)
	設計図書	設計図面が添付されているか。
	設計図書	ポンプ等のパンフレット及び性能を示す資料が添付されているか。
	設計図書	型番の記載があり、見積書の内容と相違ないか。
	設計図書	↓フェンス等の工事を含む場合
	設計図書	設計図面やパンフレットが添付されているか。
	設計図書	必要にして最低限の物か(小屋は対象外)。

レ	書 類	内 容 (組合名称：)
	水道組合員名簿	住所、氏名、押印、人数に漏れはないか。
	水道組合員名簿	事業計画書の戸数・人数と矛盾はないか。
	水道組合員名簿	公民館、製茶工場、店舗、賃貸住宅、消火用水などが含まれていないか。
		(給水系統図等がある場合、図と名簿を照合する。)
	要望理由書	住所、組合名称、代表者の肩書・氏名、電話番号の記載があるか。
	要望理由書	要望理由は適切・十分な内容か。
		(後々、監査の目に留まることを意識して、適正な内容を心がける。)
	その他口頭確認	10年以内に、補助を受けたことがあるか。
		(要綱上、同一の設備については、10年間は対象とならない。担当でも10年分の履歴については調べる必要がある。)
	その他口頭確認	工事に当たっては、地元からも3割分の負担がある。このことについて、全員の了解は得ているか。
	その他口頭確認	積立金などの蓄えはあるか。原則としては、組合が10割支払った後で、7割を組合に補助する。
		(10割支払ができない場合は、概算払として、事前に7割を補助することができ るが、それは奥の手として、いきなり開示しない。)
	その他口頭確認	地元負担金が高額(1戸当たり30万円くらい?)の場合、支払が本当に可能か どうか確認する。
		(業者の入れ知恵で、必要以上に金額を増し、地元負担金が生じないようにする 不正が行われる可能性がある。)